

京都市特別職職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成16年3月31日
京都市条例第55号）（総務局人事部給与課）

諸般の状況により、次のとおり特別職の職員の退職手当の支給割合を改定することとしました。

区 分	改正前	改正後
市 長	100分の65	100分の61
助 役	100分の50	100分の47
収 入 役	100分の35	100分の33
常勤の監査委員	100分の20	100分の18
公営企業の管理者	100分の40	100分の37

上記の改正は、平成16年4月1日から実施し、同日以後の退職に係る退職手当について適用することとしました。

京都市特別職職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市条例第55号

京都市特別職職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

京都市特別職職員退職手当支給条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「応じ、」を「応じ」に改め、同項第1号中「100分の65」を「100分の61」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47」に改め、同項第3号中「100分の35」を「100分の33」に改め、同項第4号中「100分の20」を「100分の18」に改め、同項第5号中「100分の40」を「100分の37」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市特別職職員退職手当支給条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(総務局人事部給与課)